

## 公認心理師受験資格に必要な科目の読み替えについて

対 象: 福島大学人間発達文化学類卒業生(平成29年度入学生を含む)

本学人間発達文化学類を卒業し、必要な科目を修得している者は、公認心理師法附則第2条第1項第3号及び第4号における特例措置により、公認心理師の受験資格を得ることが可能となります。(※別途、大学院において省令科目を履修もしくは省令で定める期間の実務経験が必要)

別紙読み替え科目一覧に基づき、I～Vの区分からそれぞれ必要科目数以上を履修しているか、ご自身で確認してください。

なお、平成30年度以降人間発達文化学類に入学した学生については、本特例措置の対象とはなりませんので注意願います。

また、今回の読み替え措置は、人間発達文化学類において履修した科目が対象となりますが、旧教育学部を卒業した方で、公認心理師の受験を希望される方は、別途お問い合わせ願います。

また、公認心理師試験を受験する際に必要な「修了証明書・科目履修証明書」の発行については、「受験の手引」公表後に本学ウェブサイトにおいて公表予定です。

・学類卒業生用 公認心理師カリキュラム科目読み替え一覧

### 【事務担当】

福島大学教務課 人間発達文化学類担当

[Tel:024-548-8106](tel:024-548-8106)

Fax:024-548-8224

Mail:[k-ningen@adb.fukushima-u.ac.jp](mailto:k-ningen@adb.fukushima-u.ac.jp)